

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月八日

広島県知事
湯崎英彦

庄皇縣條例第十四号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

第二条 玄湯具三教科条例（立成

第一条 広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

に改正する。

する日が属する年度の四月一日において三十五歳に達していなければ、出入口管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの以下「三十五歳未満の在留資格者以外の者」という。者が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあつては六

四	特級以外の等級の技能検定を受ける者は、二級又は三級に掲げる職種以外の職種の技能検定を受けた場合	合計一八、二〇〇円(三十 五歳未満の在留資格者以外の者が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあつては九、二〇〇円)
---	---	--

する年が属する年度の四月一日において三十五歳に達していない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの（以下「三十五歳未満の在留資格者以外の者」という。）が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあつては五、

		(広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部改正)	
		改正後	改正前
(利用料金の納付等)	第九条 センターを利用する者は、別表第二に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第一第六号に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定	(略)	(略)
(利用料金の納付等)	第九条 センターを利用する者は、別表第二に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第一第六号に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定	(略)	(略)
五 三級の技能検定を受けよ能 うとする在校生が二に掲げられる職種のいざ ける場合 ○一〇〇円 (三十五歳未満の在留資格者あつては二、九〇〇円)	六 三級の技能検定を受けよ能 うとする在校生が二に掲げられる職種のいざ ける場合 ○一〇〇円 (三十五歳未満の在留資格者あつては二、九〇〇円)	七 三級の技能検定を受けよ能 うとする在校生が二又は三に掲げる職種のいざ ける場合 ○一〇〇円 (三十五歳未満の在留資格者あつては三、一〇〇円)	七 三級の技能検定を受けよ能 うとする在校生が二又は三に掲げる職種のいざ ける場合 ○一〇〇円 (三十五歳未満の在留資格者あつては三、一〇〇円)
五 三級の技能検定を受けよ能 うとする在校生が二に掲げられる職種のいざ ける場合 ○一〇〇円 (三十五歳未満の在留資格者あつては二、九〇〇円)	六 三級の技能検定を受けよ能 うとする在校生が三に掲げる職種のいざ ける場合 ○一〇〇円 (三十五歳未満の在留資格者あつては二、九〇〇円)	七 三級の技能検定を受けよ能 うとする在校生が二又は三に掲げる職種のいざ ける場合 ○一〇〇円 (三十五歳未満の在留資格者あつては二、九〇〇円)	七 三級の技能検定を受けよ能 うとする在校生が二又は三に掲げる職種のいざ ける場合 ○一〇〇円 (三十五歳未満の在留資格者あつては二、九〇〇円)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例(平成二十六年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料については、別表第一の規定にかかるわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)により算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2・3 (略)

		一 診療科	種 別	別表第一 (第七条 第十条関係)							
				後期高齢者	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付をする費用の額の算定に関する基準(以下この項において「療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額。ただし、同法第六十四条第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定基準に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に一〇〇分の一〇〇を乗じて得た額	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付をする費用の額の算定に関する基準(以下この項において「療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額。ただし、同法第六十四条第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定基準に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に一〇〇分の一〇〇を乗じて得た額	備考	(略)	午 前	午 後	施 設
その他の者				第一研修室	第二研修室	小会議室	大會議室	施設			
				以内	以内	以内	以内	午前 午後 一日			
後期高齢者				一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、八六〇円	五、二三〇円				
				八、一七〇円	八、一九〇円	二、九五〇円	八、一二〇円				
				一、九〇〇円	一、七五〇円	二、八六〇円	三、四九〇円				
				三、一〇〇円	三、一〇〇円	四、八一〇円	四、七三〇円				

		一 診療科	種 別	別表第一 (第七条 第十条関係)								
				後期高齢者	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付をする費用の額の算定に関する基準(以下この項において「療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額。ただし、同法第六十四条第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定基準に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に一〇〇分の一〇〇を乗じて得た額	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付をする費用の額の算定に関する基準(以下この項において「療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額。ただし、同法第六十四条第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定基準に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に一〇〇分の一〇〇を乗じて得た額	備考	(略)	(略)	午 前	午 後	施 設
その他の者				第一研修室	第二研修室	小会議室	大會議室	施設				
後期高齢者				一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、八三〇円	五、二三〇円	午前 午後 一日				
				八、一二〇円	八、一二〇円	二、九〇〇円	八、一二〇円					
				一、八七〇円	一、八七〇円	二、八一〇円	三、一〇五〇円					
				三、一〇〇円	三、一〇〇円	四、七三〇円	四、七三〇円					

めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料については、別表第一の規定にかかるわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)により算定した額に百分の百八を乗じて得た額とする。

2・3 (略)

に改正する。

(鹿島縣警署關係手數料條例の一語改正)

別表第三一(第九条関係)	備考	(略)
種別	金額	じて得た額
一 文書料 特別診断書又 普通診断書又 は証明書	一通四〇八〇円以内で知事が 定める額	
(略)	一通一六七〇円以内で知事が 定める額	
三 医師面談料	三〇分まで)に五 一六〇円	(略)

三一書局編印
一九四九年二月

別表第三（第九条関係）		備考	じて得た額
種別	金額	(略)	
一 文書料 特別診断書	一通四〇二〇円以内で知事が 定める額	(略)	
普通診断書又 は証明書	一通一、六四〇円以内で知事が 定める額	(略)	
三 医師面談料	三〇分まで二に五〇七〇円	(略)	

和法 三年法 金規正 法 昭 付 交 額領收書等の写しの手数料	政治資 法第十九条の十六第 一項の規定による少 の写しの交付	法律名 法第十九条の十六第 一項の規定による少 の写しの交付	別表 (第一条関係) 事務の区分 手数料の名称	改 正 後
一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	一 よ り 読 み 取 っ て で き た 電 磁 和 二 十 年 法	一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	金 額	金 額
一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	一 よ り 読 み 取 っ て で き た 電 磁 和 二 十 年 法	一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	金 額	金 額

第四条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

和法 昭 付 交 額領收書等の写しの手数料	政治資 法第十九条の十六第 一項の規定による少 の写しの交付	法律名 法第十九条の十六第 一項の規定による少 の写しの交付	別表 (第一条関係) 事務の区分 手数料の名称	改 正 前	和法 昭 付 交 額領收書等の写しの手数料	政治資 法第十九条の十六第 一項の規定による少 の写しの交付	法律名 法第十九条の十六第 一項の規定による少 の写しの交付	別表 (第一条関係) 事務の区分 手数料の名称	改 正 後
一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	一 よ り 読 み 取 っ て で き た 電 磁 和 二 十 年 法	一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	金 額	金 額	一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	一 よ り 読 み 取 っ て で き た 電 磁 和 二 十 年 法	一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	金 額	金 額
一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	一 よ り 読 み 取 っ て で き た 電 磁 和 二 十 年 法	一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	金 額	金 額	一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	一 よ り 読 み 取 っ て で き た 電 磁 和 二 十 年 法	一 ス キ ヤ ナ に 金 規 正 法 昭 付 交 額 領 收 書 等 の 写 し の 手 数 料	金 額	金 額

附
則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。